

事務事業名	障がい者補装具給付事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	3	障がい者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市障害者計画 真岡市障害福祉計画・真岡市障害児福祉計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	障害者総合支援法、真岡市障害児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱						☒ 単年度繰返（開始年度 昭和24 年度～）		
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費			☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	身体障がい児・者の部分的欠損または身体の機能の損傷を、直接的に補うための用具（補装具）を交付・修理を行い、身体障がい児・者の社会生活や日常生活の能率の向上を目的とする。 補装具価格は法令に定める基準額を上限とする。 介護保険法により、支給又は貸与を受けられるものは、給付の対象から除く（オーダーメイドによるものは障害者総合支援法にて給付）。 補装具の種類 視覚障害...盲人安全つえ、義眼 聴覚障害...補聴器・肢体不自由...義肢、装具、車いす、座位保持装置、歩行器、歩行補助つえ（Ｔ字つえを除く） その他法令に定める補装具交付・修理を受けた者は、１割を負担する。 所得制限がある。 国県補助金 国1/2・県1/4								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 29年度実績 対象者から申請（新規・児童の場合医師の意見書添付）→補装具費委託業者に見積依頼→県の判定機関（とちぎリハビリテーションセンター）へ判定依頼し、その判定に基づき交付・修理の決定を行なう→業者へ委託通知→納品後の請求により支払 30年度計画 前年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移 名称単位26 年度(実績)27 年度(実績)28 年度(実績)29 年度(実績)30 年度(見込) ア 補装具費の申請者数人153117155114116 イ ウ エ オ
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 補装具費を支給することにより、改善が期待される身体障害者手帳を所持している人	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移 名称単位26 年度(実績)27 年度(実績)28 年度(実績)29 年度(実績)30 年度(見込) ア：身体障害者手帳を所持している人数人2,6302,7282,6472,7012,755 イ ウ エ オ
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 失われた身体機能や損傷のある身体機能を補う。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移 名称単位26 年度(実績)27 年度(実績)28 年度(実績)29 年度(実績)30 年度(見込) ア：補装具の交付者数人153117155114116 イ ウ エ オ
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 精神的、身体的、経済的に自立してもらう。 積極的に社会参加してもらう。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移 名称単位26 年度(実績)27 年度(実績)28 年度(実績)29 年度(実績)30 年度(見込) ア：支給を受けて生活の質が改善された障がい児・者の割合％100100100100100 イ ウ エ オ

(2) 総事業費の推移			単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	7,317	7,556	7,624	6,651	7,347
			県支出金	千円	3,758	3,878	3,812	3,325	3,674
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	4,372	5,241	3,812	3,326	3,674
			事業費計 (A)	千円	15,447	16,675	15,248	13,302	14,695
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	650	650	700	650	650
			人件費計 (B)	千円	2,744	2,724	2,907	2,698	2,698
			トータルコスト(A)+(B)	千円	18,191	19,399	18,155	16,000	17,393

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	身体障害者福祉法の制定により、昭和24年から開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	対象者が増加している。 ニーズの多様化や高性能化により、基準に定める補装具の種類が増加している。 介護保険の福祉用具と共通する補装具の交付については、介護保険貸与が優先されるが、オーダーメイドによるものは障害者自立支援法にて給付している。 平成18年4月から、身体障害者福祉法から障害者自立支援法へ移行し、利用者は原則1割自己負担となり、ストマ用装具、歩行補助つえ（Ｔ字つえ）、人工喉頭が日常生活用具へ、意思伝達装置が補装具へ移行した。 平成21年10月から、市の要綱により障がい児の保護者の自己負担が無料となった。 平成22年4月から、障害者自立支援法一部改正により、低所得（市町村民税非課税）者の自己負担が無料となった。 平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となった。 平成30年4月から一部の補装具費で貸与制度が開始した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	